

「第12次京都府交通安全計画」 (中間案) に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 : 令和8年7月6日(月)～令和8年7月24日(金)
- 2 意見提出者 : 5個人・団体 19件
- 3 意見の要旨とこれに対する京都府交通安全対策会議の考え方

No.	項目	御意見・御提案の要旨	京都府交通安全対策会議の考え方
まえがき			
1	まえがき	死者数だけでなく、交通事故の発生件数及び負傷者数についても令和4年の数値を記載してほしい。	まえがきには、特筆すべき事項として死者数が最少となった令和4年を記載しているものです。 なお、府内の交通事故発生件数などにつきましては、府警察のホームページに統計資料を掲載していますので、ご覧ください。
計画の基本理念			
2	これからの5年間(計画期間)における特に注視すべき事項	【2頁(2)増加する外国人運転者等への対応】 「地域社会や外国人労働者を雇用する企業、観光事業者等が一体となって取り組む」とされているが、外国人に対する交通安全教育の責任主体を明確にすべきであり、地域社会の協力よりも労働者は雇用企業が、観光客は行政及び観光事業者が中心的な責任を負うべきであることを計画に明記すべき。	外国人に限らず、交通社会を構成する全ての人に対して交通安全教育の責任主体を個々に明確にすることは困難であると考えております。 いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
3	横断的に重要な事項	【4頁(5)EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進】 EBPMを掲げるのであれば、外国人運転者対策の根拠となる統計及び効果測定指標を明示すべきです。 また、単なる交通事故件数だけでなく、在留資格別及び免許取得区分別(国内取得・外免切替等)の事故件数及び事故率を継続的に集計・公表し、その結果に基づく政策評価を実施すべき。	交通安全に関わる施策の実施に当たっては、可能な限りEBPMを推進するべく、その基盤となる各種データや統計の整備・改善に努めるなどして、より効果的な施策の推進を目指してまいります。
第1章 道路交通の安全			
第3節 道路交通の安全についての対策			
4	<重視すべき視点> 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	【12頁】 自転車の安全運転について、もっと啓発していくべき。 通行環境についても、より安全に自転車が行き通れるように環境整備していくべき。	自転車の安全運転について、関係機関・団体等と連携した取組を推進していくとともに、通行環境整備についても、引き続き道路事情等に応じた整備を進めてまいります。

5	＜重視すべき視点＞ 外国人の交通安全対策 の推進	【13頁】 レンタルの車、自転車、小型モビリティなどを外国人観光客が利用している姿を多く見かける。各レンタル事業者は、貸出時に日本の交通ルールを理解しているか、簡単なテストを行うなどの取組を実施してほしい。 また、事業者の賠償保険加入は義務化されているが、期限切れなどないよう行政によるチェック機能が重要である。 どんなに啓発しても事故は起こるので事故は起こるという前提で被害者が最大限救われるように仕組みを作っていただきたい。	レンタル事業者をはじめ、関係機関等と連携を密にして、多言語による啓発チラシやウェブサイト等を活用した訪日外国人に対する交通ルールの周知・啓発を実施するとともに、引き続き効果的な交通安全への取組を推進してまいります。 各事業者に対する賠償保険の重要性等についての周知など、引き続き関係機関等と連携を密にして取り組んでまいります。 また、「犯罪被害者支援法」等の下、交通事故被害者支援等のための施策を総合的に推進してまいります。
6	道路交通環境の整備	【16頁(2)通学路等における交通安全の確保】 路線バス等での通学児童がいるので、バス停の路面標示整備を進めてほしい。	通学路等における交通安全を確保するため、関係機関が連携し、ハード、ソフトの両面から道路交通実態に応じて必要な対策を講ずることとしており、いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
7		【17頁】 「(4)幹線道路における交通安全対策の推進」について、賛同します。	御賛同いただきありがとうございます。 引き続き交通事故のない京都府の実現に向け、取組を進めてまいります。
8		【20頁 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進】 府民協働型インフラ保全事業も記載してほしい。	道路環境整備への住民参加促進の取組として、府民協働型インフラ保全事業も含め、様々な機会を通じて道路利用者等が日常から抱えている御意見をいただき、交通環境整備に反映しているところであり、本計画では、「標識BOX」、「信号機BOX」等を一例として挙げております。
9	交通安全思想の普及徹底	【27頁】 「(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」について、賛同します。	御賛同いただきありがとうございます。 引き続き交通事故のない京都府の実現に向け、取組を進めてまいります。
10		【27頁 イ 小学生に対する交通安全教育の推進】 放課後児童クラブも活用してほしい。	現在も、放課後児童クラブにおいて、交通安全教育を実施しています。 交通安全教育を繰り返し行っていくことは有効であり、引き続きあらゆる機会を通じ、交通安全教育に取り組んでまいります。
11		【35頁 (5)地域における交通安全活動への参加・協働の推進】 「外国人コミュニティとの連携を図る」と記載されているが、その定義及び想定している主体が不明確であり、具体的にどのような団体を指すのか明記すべき。また、同コミュニティにどのような役割を期待するのか、行政との連携内容を明確化すべき。	本計画は、外国人の居住実態等を踏まえて交通安全に関する取組を進めることを示したものであり、いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。

12		【37頁 外国人運転者対策の強化】 いわゆる「外免切替制度」について、令和7年10月に改正された新たな制度を厳格に運用するとあるが、「厳格に運用」の具体的内容及び効果検証の方法を明記すべき。	外国運転免許の保有者は、既に外国で運転能力を有することが確認されていることを踏まえ、我が国で自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許を取得することができることとなっています。 令和7年10月1日から、いわゆる「外免切替」制度における知識確認と技能確認の審査基準が厳格化されたところであり、引き続き制度の適切な運用を推進してまいります。
13		【37頁 外国人運転者対策の強化】 「外国人運転者に対する適正な運転の確保」とありますが、「適正な運転」が具体的にどのような状態を指すのか明確ではなく、評価指標を示すべき。	「適正な運転」とは、交通ルールを正しく理解し、安全かつ適法に運転できることを指しております。 本計画は、総合的かつ長期的な施策の大綱として定めるものであり、いただいた御意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
14	安全運転の確保	【37頁 外国人運転者対策の強化】 「今後、特定技能等の外国人運転者の更なる増加が予想される」とありますが、増加予測の根拠及び想定人数を示すべき。 「円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化を図る」とありますが、具体的な取組内容、人員体制、必要となる予算規模を明記すべき。また、施策実施後には実際の支出額及び効果について継続的に公表すべき。 また、『受入体制の強化を図る』と記載されているが、具体的内容が不明確である。 人員増強、多言語対応、通訳配置、システム整備等を想定している場合には、必要となる予算規模、人的負担及び期待される効果を明らかにした上で実施すべき。 また、その費用負担について府民に分かりやすく公表し、施策実施後には効果検証を行うことを計画に明記すべき。	本計画は、国の「第12次交通安全基本計画」に基づき策定しており、同計画に「自動車運送業分野等が特定技能の対象となるなど、今後外国人運転者の更なる増加が予想される」と明記されています。 本計画ではこれを踏まえ、外国人運転者の増加傾向に応じた対策を進めていくこととしており、いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
第2章 鉄道交通の安全			
第2節 鉄道交通の安全についての対策			
15	鉄道交通環境の整備	【52頁 (1)鉄道施設等の安全性の向上】 早急なホームドアの整備は困難なので、まずは内方線付き点字ブロックを整備してほしい。	新技術等（点字ブロックを含む）を活用した転落防止策を推進することとしており、いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
16	鉄道の安全な運行の確保	【53頁 (7)計画運休への取組】 計画運休について、鉄道会社とバス事業者が連携し、路線バス等に円滑に案内することも指導してほしい。	鉄道事業を管轄する国土交通省が公表している「鉄道の計画運休の実施についての取りまとめ」では、鉄道事業者が行う利用者への情報提供については、「計画運休の可能性などについて、前広に情報提供を行う。」、「多様な情報提供手段により、運行情報を多言語で提供する。」とされていることから、運輸事業者に適切な情報提供を行っていただけるよう、関係機関と連携を密に取組んでまいります。
17	救助・救急活動の充実	【54頁】 車両や駅へのAED整備の推進についても記載してほしい。	鉄道の重大事故の発生に備えた訓練に加え、AEDの増設など環境整備も重要な観点であることから、いただいた御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。

第3章 踏切道における交通の安全			
第1節 踏切事故のない社会を目指して			
18	踏切事故の状況等	【55頁 近年の踏切事故の特徴】 踏切事故の割合だけでなく、具体的な件数も記載してはどうか。	一部速報値を含むため、割合のみ記載しております。 具体的件数につきましては、近畿運輸局がホームページで公表している「近畿運輸局管内における鉄軌道事故等の発生状況」をご覧ください。（なお、令和7年確定値は年内に更新予定です。）
用例集			
19	「白タク・白トラ」	【63頁】 用例集の「白タク・白トラ」の解説について、自家用有償旅客運送を行っている地域もあるため、誤解の生じないように記載してほしい。	「自家用の白ナンバーで有償の運送行為を行うこと」から「許可を受けることなく自家用自動車です人や物を有償で運送する行為のこと。」に修文します。